

○岡山県後期高齢者医療広域連合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

平成19年3月28日

広域連合規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第24号。以下「給与条例」という。）の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 給与条例の適用を受ける職員をいう。
- (2) 昇格 職員の職務の級を給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 降格 職員の職務の級を給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 昇給期間 職員の昇給に必要とされる給与条例第5条に規定する期間のそれぞれの最短の期間をいう。
- (5) 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数（第7条の規定により、その年数に換算された年数をいう。）をいう。
- (6) 試験 広域連合長が行う試験又は広域連合長がこれに準ずると認める試験をいう。

(職務の級の分類の基準となる職務の内容)

第3条 給与条例第4条第1項に規定する給料表の職務の級の分類の基準となる標準的な職務の内容は、級別職務分類表（別表第1）に掲げるとおりとする。

(新たに職員となった者の職務の級)

第4条 新たに職員となった者の職務の級は、その者の職務が級別職務分類表の標準的な職務に分類された職務の級とする。

(初任給)

第5条 新たに職員となった者の初任給の号給は、初任給基準表（別表第2。以下「初任給基準表」という。）によるものとし、その者の属する職務の級に含まれる号給のうち、その者の有する最も新しい学歴免許等の資格（最も新しい資格以外の資格によることがその者に有利である場合は、その資格）に応じ、学歴免許等資格区分表（別表第3）に定める区分によるその者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対応する額と同じ額の号給とする。

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の初任給については、前項の規定にかかわらず、次条から第8条までに定めるところにより初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の初任給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(学歴免許等による初任給の調整)

第6条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許の資格に対して修学年数調整表（別表第4。以下「修学年数調整表」という。）

に加える年数が定められている学歴免許の資格を有する者に対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数に、修学年数調整表の学歴区分により定められている基準学歴区分の年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を、同欄の号給とする。

(経験年数による初任給の調整)

第7条 職員(初任給を次条の規定により決定されたものを除く。)が経験年数を有するときは、経験年数換算表(別表第5)により、職務に在職した年数に換算することができる。

(初任給の特例)

第8条 新たに職員を特殊な技術、学歴、経験等を必要とすることにより採用しようとする場合において、その号給の決定について前2条の規定によれば、著しく他の職員との均衡を失し、又はその採用が著しく困難になると認められるときは、あらかじめ広域連合長の承認を得てその者の号給を決定することができる。

(昇格及び降格)

第9条 職員がその者の属する級に含まれる職務の複雑と責任の度を異にする他の職務に異動したときは、第4条の規定の例により、その現に属する級より上位又は下位の級に昇格又は降格されるものとする。

(昇格の基準)

第10条 職員を上位の級に昇格させるには、その昇格させようとする職員が現に属する級において1年以上在級していなければ昇格させることはできない。

(昇格の特例)

第11条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ広域連合長の承認を得て、その者の現に属する級より上位の級に昇格させることができる。

(1) 職務の特殊性等により特に昇格させる必要がある場合

(2) 職員の異動等により資格を有する適格者がいない場合において、欠員を補充しないと公務の運営に支障を来すおそれがあるため、当該級より1級下位の級に属する職員をもってこれを補充しようとする場合

(3) 職員が生命をとして職務を遂行し、そのため危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合

(昇格の場合の号給)

第12条 職員を前2条の規定により昇格させた場合におけるその職員の号給は、その者が昇格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格時号給対応表(別表第6)の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 前2条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前2項の規定にかかわらず、広域連合長の定める号給とする。

(降格の場合の号給の決定)

第13条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給が降格した職務の級における号給のうちにあるときは、その職の号給
- (2) 降格した前日に受けていた号給が降格した職務の級における最高の号給の額に達せず、かつ、降格した職務の級における号給の額のうちにはないときは、当該号給の直近下位の額の号給
- (3) 降格した日の前日に受けていた号給が、降格した職務の級における最高の号給の額を超えているときは、その職務の級における最高の号給

2 職員を降格させた場合で、当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前2項の規定による職員の号給が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ広域連合長の承認を得てその者の号給を決定することができる。

(昇給の時期)

第14条 給与条例第5条第1項に規定する昇給を行う時期は、1月1日とする。

(復職時等における号給の調整)

第15条 休職にされた職員が復職し、又は休暇のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し、又は再び勤務するに至った日以後において、次に定めるところにより、その者の号給を調整（昇給期間の短縮を含む。）することができる。

- (1) 休職期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を休職期間等調整換算表（別表第7）により換算して得た期間（以下「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして昇給の場合に準じ、復職の日若しくは休暇の終了した日の翌日（以下「復職等の日」という。）又は復職等の日から1年以内の前条に定める昇給の時期において、その者の号給を決定するものとする。
- (2) 前号の規定を適用した場合において、号給に異動を生じない者については、調整期間に相当する期間の範囲内で、その者が復職等の日に受けていた号給に係る最短昇給期間を短縮することができる。
- (3) 第1号の規定による調整に際して調整期間に余剰の期間を生ずる者については、当該余剰の期間に相当する期間の範囲内で、その者の第1号の規定による調整後の号給に係る昇給期間を短縮することができる。

(給料の訂正)

第16条 職員の給料の決定に誤りがあり、任命権者がこれを訂正しようとする場合においては、あらかじめ広域連合長の承認を得たときは、その訂正（昇給期間の短縮を含む。）を将来に向かって行うことができる。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年2月15日広域連合規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月27日広域連合規則第7号）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日広域連合規則第5号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

級別職務分類表

職務の級	標準的な職務
1	主事、技師の職務
2	主任の職務
3	高度な知識若しくは経験を必要とする業務を行う主任の職務及び副主査の職務
4	係長、主査の職務
5	課長補佐の職務
6	事務局次長、課長、課長代理の職務
7	事務局長の職務

別表第2（第5条関係）

初任給基準表

試験	学歴免許等	初任給
上級	大学卒	1級29号給
中級	短大卒	1級15号給
初級	高校卒	1級7号給

別表第3（第5条関係）

学 歴 免 許 等 資 格 区 分 表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程 修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると人事院が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程 修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると人事院が認める学歴免許等の資格
	三 旧大学院 後期修了	旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学院又は研究科の第2期又は後期の修了
	四 旧大学院 前期修了	旧大学令による大学院又は研究科の前期の修了
	五 旧大学院 第1期修了	(1) 旧大学令による大学院又は研究科の第1期の修了 (2) 学校教育法による大学の医学部の医学科若しくは歯学科又は歯学部歯学科（医科大学の医学科又は医科歯科大学の歯学を含む。）の専攻科の卒業
	六 新大6卒	(1) 学校教育法による大学の医学部医学科（医科大学医学科を含む。）の卒業 (2) 学校教育法による大学の医学部歯学科又は歯学部歯学科（医科歯科大学の歯学科を含む。）の卒業 (3) 旧大学令による大学の医学部医学科（医科大学の医学科を含む。）の卒業 (4) 学校教育法による大学の獣医学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (5) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	七 新大4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 海上保安大学本科の卒業 (3) 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）の卒業 (4) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	八 旧大卒	(1) 旧大学令による3年制の大学の卒業 (2) 学校教育法による大学の専攻科の卒業 (3) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格

2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	二 短大2年	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、盲学校、ろう学校又は養護学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限2年課程の卒業 (6) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	三 旧専5卒	(1) 旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による医学専門学校（修業年限5年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	四 旧専4卒	(1) 旧専門学校令による4年生の専門学校の卒業 (2) 旧師範教育令（昭和18年勅令第109号）による高等師範学校又は女子高等師範学校の卒業 (3) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	五 旧専3卒	(1) 旧専門学校令による3年制の専門学校の卒業 (2) 旧師範教育令による師範学校又は青年師範学校の本科（修業年限3年のものに限る。）の卒業 (3) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	六 準専2卒	(1) 旧師範学校規程（明治40年文部省令第12号）による師範学校の卒業 (2) 海上保安学校の修業年限1年の課程の卒業 (3) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	一 新高4卒	(1) 学校教育法による高等学校、盲学校、ろう学校又は養護学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格

	二 新高3卒	(1) 学校教育法による高等学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の高等部の卒業 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	三 旧中5卒	(1) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による5年制(「高小卒」を入学資格とする3年制のものを含む。)の中学校、高等女学校又は実業高校の卒業 (2) 保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校又は准看護婦養成所の卒業 (3) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	四 旧中4卒	(1) 旧中等学校令による4年制(「高小卒」を入学資格とする2年制のものを含む。)の中学校、高等女学校又は実業高校の卒業 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
4 中学校	一 新高1卒	(1) 海員学校(「新中卒」を入学資格とする修業年限1年又は2年のものに限る。)の卒業 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	二 新中卒	(1) 学校教育法による中学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の中等部の卒業 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格

備考 「学歴免許等の資格」欄の「上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格」は、同表の「学歴免許等の区分」欄の区分に応じ、国の通達(給実甲第326号の別表)に定めるとおりとする。

別表第4（第6条関係）

修 学 年 数 調 整 表

学 歴 区 分	修 学 年 数	基 準 学 歴 区 分			
		大 学 卒 (16年)	短 大 卒 (14年)	高 校 卒 (12年)	中 学 卒 (9年)
博 士 課 程 修 了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修 士 課 程 修 了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
旧大学院後期修了	22年	+6年	+8年	+10年	+13年
旧大学院前期修了	20年	+4年	+6年	+8年	+11年
旧大学院第1期修了	19年	+3年	+5年	+7年	+10年
新 大 6 卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
新 大 4 卒	16年		+2年	+4年	+7年
旧 大 卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
短 大 3 卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短 大 2 卒	14年	-2年		+2年	+5年
旧 専 5 卒	16年		+2年	+4年	+7年
旧 専 4 卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
旧 専 3 卒	14年	-2年		+2年	+5年
準 専 2 卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
新 高 4 卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
新 高 3 卒	12年	-4年	-2年		+3年
旧 中 5 卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
旧 中 4 卒	10年	-6年	-4年	-2年	+1年
新 高 1 卒	10年	-6年	-4年	-2年	+1年
新 中 卒	9年	-7年	-5年	-3年	

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において、「+」の年数は加える年数、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は

加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。

- 4 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数については広域連合長が別段の定めをした職員については、広域連合長が定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第5（第7条関係）

経 験 年 数 換 算 表

経		換 算 率
国家公務員、地方 公務員等としての 在職期間	職員の職務とその種類が類似する 職務に従事した期間	100 / 100 以下
	その他の期間	80 / 100 以下（他の職員と の均衡を著しく失う場合は、 100 / 100 以下）
民間における企業 体、団体等の職員 としての在職期間	職員としての職務にその経験が直 接役立つと認められる職務に従事 した期間	100 / 100 以下
	その他の期間	80 / 100 以下

別表第6（第12条関係）

昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1
11	1	1	1	3	3	1
12	1	1	1	4	4	1
13	1	1	1	5	5	1
14	1	1	1	6	6	2
15	1	1	1	7	7	3
16	1	1	1	8	8	4
17	1	1	1	9	9	5
18	1	2	2	10	10	6
19	1	3	3	11	11	7
20	1	4	4	12	12	8
21	1	5	5	13	13	9
22	1	6	6	14	14	10
23	1	7	7	15	15	11
24	1	8	8	16	16	12
25	1	9	9	17	17	13
26	1	10	10	18	18	14
27	1	11	11	19	19	15
28	1	12	12	20	20	16
29	1	13	13	21	21	17
30	1	14	14	22	22	18
31	1	15	15	23	23	19
32	1	16	16	24	24	20
33	1	17	17	25	25	21
34	2	18	18	26	26	21

3 5	3	1 9	1 9	2 7	2 7	2 2
3 6	4	2 0	2 0	2 8	2 8	2 2
3 7	5	2 1	2 1	2 9	2 9	2 3
3 8	6	2 2	2 2	3 0	3 0	2 3
3 9	7	2 3	2 3	3 1	3 1	2 4
4 0	8	2 4	2 4	3 2	3 2	2 4
4 1	9	2 5	2 5	3 3	3 3	2 5
4 2	1 0	2 6	2 6	3 4	3 4	2 5
4 3	1 1	2 7	2 7	3 5	3 5	2 6
4 4	1 2	2 8	2 8	3 6	3 6	2 6
4 5	1 3	2 9	2 9	3 7	3 7	2 7
4 6	1 4	3 0	3 0	3 8	3 8	2 7
4 7	1 5	3 1	3 1	3 9	3 9	2 8
4 8	1 6	3 2	3 2	4 0	4 0	2 8
4 9	1 7	3 3	3 3	4 1	4 1	2 9
5 0	1 8	3 4	3 4	4 2	4 1	2 9
5 1	1 9	3 5	3 5	4 3	4 2	2 9
5 2	2 0	3 6	3 6	4 4	4 2	3 0
5 3	2 1	3 7	3 7	4 5	4 3	3 0
5 4	2 2	3 8	3 8	4 6	4 3	3 0
5 5	2 3	3 9	3 9	4 7	4 4	3 1
5 6	2 4	4 0	4 0	4 8	4 4	3 1
5 7	2 5	4 1	4 1	4 9	4 5	3 1
5 8	2 5	4 1	4 2	5 0	4 5	3 2
5 9	2 6	4 2	4 3	5 1	4 6	3 2
6 0	2 6	4 2	4 4	5 2	4 6	3 2
6 1	2 7	4 3	4 5	5 3	4 7	3 2
6 2	2 7	4 3	4 5	5 4	4 7	3 3
6 3	2 8	4 4	4 5	5 5	4 8	3 3
6 4	2 8	4 4	4 6	5 6	4 8	3 3
6 5	2 9	4 5	4 6	5 7	4 9	3 3
6 6	2 9	4 5	4 6	5 8	4 9	3 4
6 7	3 0	4 6	4 7	5 9	5 0	3 4
6 8	3 0	4 6	4 7	6 0	5 0	3 4
6 9	3 1	4 7	4 7	6 1	5 0	3 4
7 0	3 1	4 7	4 8	6 2	5 0	3 5
7 1	3 2	4 8	4 8	6 3	5 1	3 5
7 2	3 2	4 8	4 8	6 4	5 1	3 5
7 3	3 3	4 9	4 9	6 5	5 1	3 5

74	33	49	49	66	51	36
75	33	49	49	67	52	36
76	34	49	50	68	52	36
77	34	50	50	68	52	37
78	34	50	50	69	52	
79	35	50	51	69	53	
80	35	50	51	70	53	
81	35	51	51	70	53	
82	36	51	52	71	53	
83	36	51	52	71	54	
84	36	51	52	72	54	
85	37	52	53	72	55	
86	37	52	53	73		
87	38	52	53	73		
88	38	52	53	74		
89	39	53	54	74		
90	39	53	54	75		
91	40	53	54	75		
92	40	53	54	76		
93	41	53	55	77		
94		54	55			
95		54	55			
96		54	55			
97		54	55			
98		54	56			
99		55	56			
100		55	56			
101		55	56			
102		55	56			
103		55	57			
104		56	57			
105		56	57			
106		56	57			
107		56	57			
108		56	58			
109		56	58			
110		57	58			
111		57	58			
112		57	58			

1 1 3		5 7	5 9			
1 1 4		5 7				
1 1 5		5 7				
1 1 6		5 8				
1 1 7		5 8				
1 1 8		5 8				
1 1 9		5 8				
1 2 0		5 8				
1 2 1		5 8				
1 2 2		5 9				
1 2 3		5 9				
1 2 4		5 9				
1 2 5		5 9				

別表第7（第15条関係）

休職期間等調整換算表

休職等の期間	換算率
地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷又は疾病によるものに限る。）又は公務上の負傷若しくは疾病による休暇の期間	3 / 3 以下
法第28条第2項第1号の規定による休職（通勤による負傷又は疾病に係るものに限る。）又は勤務による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	2 / 3 以下
法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によるものを除く。）又は公務外の負傷若しくは疾病による休暇（通勤による災害に係るものを除く。）の期間	1 / 3 以下（結核性疾患によるものである場合にあっては1 / 2 以下）
法第28条第2項第2号の規定による休職（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	3 / 3 以下
岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第8号）第16条に規定する介護休暇の期間	1 / 2 以下

備考

この表により換算する休職等の期間は、復職等の日において受ける号給を受けるに至った日以後の休職等の期間に限るものとする。

